

福岡県森林整備工事競争入札に関する基本要綱

最終改正 平成26年 6月19日 26農林整第 907号

(趣旨)

第1条 この要綱は、他の法令に特段の定めがあるものを除き、福岡県農林水産部が発注する森林整備工事の競争入札方式、発注基準、参加資格その他競争入札の実施に関し基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、森林整備工事とは治山事業及び県営林事業で実施する地拵え・植栽・下刈・除伐・本数調整伐(間伐)・受光伐・枝落とし等の森林施業及び森林施業に伴う簡易施設(歩道、木柵工、防風工、木製土留工等)等の施工をいう。

(入札方式)

第3条 森林整備工事の入札方式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方式によるものとする。ただし、第1号に該当する森林整備工事であって、特に急施を要するものについては、指名競争入札方式によることができる。

- (1) 設計金額5千万円以上の森林整備工事 一般競争入札方式
- (2) 設計金額5千万円未満の森林整備工事 指名競争入札方式

(競争入札参加者に必要な資格)

第4条 競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4並びに同施行令第167条の5及び同施行令第167条の11の規定による告示(福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月4日福岡県告示第17号))の定めるところによるものとする。

(競争入札における業者の選定)

第5条 契約担当者は、指名競争入札における業者を選定するに当たって、福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱(平成21年9月29日21総セ第13175号総務部長通知)及び福岡県森林整備工事に係る指名選定基準(平成25年3月29日24農林整第3112号農林水産部長通知)に基づき、公正かつ公平に行うものとする。

(入札回数の制限)

第6条 競争入札の入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とするものとする。ただし、予定価格を事前に公表する工事にあつては1回とするものとする。

(入札辞退の自由)

第7条 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届(様式第1号)を提出することにより、自由に入札を辞退できるものとする。なお、契約担当者は、これを理由にいかなる不利益な取扱いも行つてはならないものとする。

2 契約担当者は、前項の趣旨を入札説明書に記載する等の方法によりあらかじめ入札参加者に周知徹底しておくものとする。

(見積期間の確保)

第8条 森林整備工事の見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上
- (2) 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上

- (3) 工事 1 件の予定価格が 5 千万円以上の工事については、15 日以上
- 2 前項の期間には、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日を含めないものとする。

（最低制限価格の設定）

第 9 条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、福岡県財務規則第 153 条に基づき最低制限価格を設定するものとする。

（予定価格及び最低制限価格の事前公表）

第 10 条 当該工事における入札・契約手続の透明性・客観性・競争性の向上に資するため、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。

公表は次に掲げる方法とする。

- (1) 一般競争入札方式は入札日から 15 日前まで掲示によること。
- (2) 指名競争入札は第 12 条における指名結果表の閲覧によること。
- (3) 一般競争入札方式については入札参加確認通知書により、また、指名競争入札については入札者の指名の通知の際に併せて通知すること。

（工事費内訳書の提示）

第 11 条 契約担当者は、予定価格を事前に公表する工事にあつては、入札に際し工事費内訳書の提示を求めるものとし、この提示は入札に関する条件として明示するものとする。

（指名結果並びに入札経過及びその結果の公表）

第 12 条 競争入札の透明性をより高めるため指名結果並びに入札経過及びその結果を、県の発注に係る工事等の指名・入札結果公表について（昭和 57 年 6 月 22 日 57 管第 224 号総務部長依命通達）に基づき公表するものとする。

（公正な入札の確保）

第 13 条 契約担当者は、公正な入札を確保するため、入札書に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない旨を明示させるものとする。

（入札の無効）

第 14 条 福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 156 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である等入札参加条件に反した者のした入札
- (3) 入札説明書、現場説明書及び現場説明において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

起工 査定	号
----------	---

入 札 辞 退 届

件 名

.....工事

上記工事に係る入札を、都合により辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

（契約担当者名） 殿